

その二

選挙人名簿抄本閲覧申出書(政治活動)

年 月 日

(あて先) 米沢市選挙管理委員会委員長

申出者 氏名 **米沢太郎**

住所 **米沢市金池〇丁目〇番〇号**

金池第二庁舎前ビル2階

(電話番号) **〇〇 - 〇〇〇〇**

(記載例)

政治活動又は選挙運動のため、
公職の候補者等(現職、立候補予定者)が閲覧の申出をする場合

申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治活動(選挙運動を含む。)をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治活動(選挙運動を含む。)	
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。) 米沢太郎後援会会員名簿の整理のため など	
3 閲覧者の氏名及び住所	氏名 小野 小町 住所 米沢市小野川町 〇〇〇〇番地の〇 ※書ききれない場合は、別紙(任意様式)に閲覧者全員の氏名及び住所を記載すること。なお、記載した者全員の身分が証明できる書類が必要です。	
4 閲覧事項の管理の方法	(閲覧体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。) 管理は金池〇丁目〇番〇号米沢太郎後援会事務所内の金庫にて保管、廃棄の時期は〇〇年〇〇月〇〇日、廃棄方法は焼却処分とする。	
5 閲覧対象者の範囲	米沢市の全投票区の選挙人 後援会名簿に記載された者(〇〇〇人)	
6 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨記載すること。) 3の閲覧者は、米沢太郎が閲覧者として指定する者である。	
申出者が公職の候補者等であるとき		
7 立候補しようとする選挙の種類	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。) 候補者となる公職の職名 米沢市長 現在就いている公職の職名 米沢市議会議員	
8 候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、法第28条の2第4項の規定による申出を <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
申出者が政党その他の政治団体であるとき		
9 政治団体閲覧事項取扱者の範囲	別添申出書のとおり、法第28条の2第7項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
10 承認法人の申出	別添申出書のとおり、法第28条の2第7項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	

備 考	<p>(添付書類について記載すること。規則第3条の2第2項ただし書の規定により同項第2号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者（少なくとも1人）の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。)</p> <p>※申出人が公職の現職でない場合、公職の候補者となろうとする者であることを客観的に示す資料の添付が必要です（申出人が公職の現職である場合は、資料の添付は不要）。</p> <p>政治活動用ポスター、立札等証票申請書の写し、政党その他の政治団体からの公認申請書の写し、公職の候補者になろうとする者であることを表明した記事が掲載された新聞記事の写し等</p>
-----	--

備考

- 1 この様式は、法第28条の2第1項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を含む。）のために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 2 上記の欄8及び10中の別添申出書の様式は、それぞれ「その三」及び「その四」の様式に準ずるものとする。
- 3 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

候補者閲覧事項取扱者に関する申出書

年 月 日

(あて先) 米沢市選挙管理委員会委員長

申出者 氏名 **米沢太郎**住所 **米沢市金池〇丁目〇番〇号
金池第二庁舎前ビル2階**(電話番号) **〇〇 - 〇〇〇〇**

閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、法第28条の2第4項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として、下記のとおり申し出ます。

氏名	住所
〇〇 〇〇	米沢市〇〇町1丁目〇-〇
〇〇 〇〇	米沢市〇〇町2丁目〇-〇
〇〇 〇〇	米沢市〇〇町3丁目〇-〇
〇〇 〇〇	米沢市〇〇町4丁目〇-〇
候補者閲覧事項取扱者は、公職の候補者等と一定の結びつきがある者（公職の候補者等に使用される者、政治団体の構成員である者など）に限られます。	

備考 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。